

貸付自粛の申告、4 月 1 日から Web で可能に

～利用促進に向け利便性向上を図る～

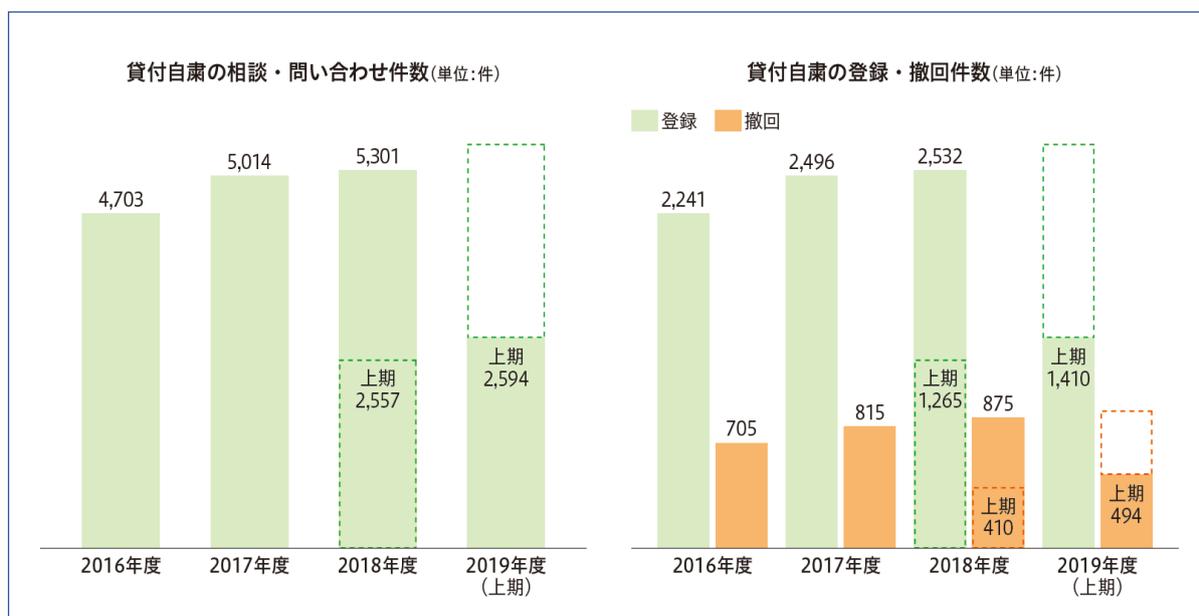
日本貸金業協会は、4 月 1 日から、貸付自粛の申告について、現在の来協と郵送受付に加え Web (インターネット)による受付を開始した。

スマートフォンやパソコンから 24 時間いつでも申告が可能になるほか、郵送申告では必要となっていた切手代などの費用負担も軽減される。



貸付自粛制度は、浪費癖がある本人の申告により、協会が個人信用情報機関に自粛対象者情報を登録し、貸金業者に貸付けの自粛を促す取り組みで、多重債務の抑制に一定の役割を果たしている。昨年(2019 年)4 月に閣議決定されたギャンブル等依存症対策基本法に基づく基本計画では、ギャンブル等依存症対策として、貸付自粛制度の適切な運用の確保や同制度を必要とする者への的確な周知の実施を求めている。

協会では金融庁と連携しギャンブル等依存症対策推進強化に取り組んでおり、Web 化は制度の幅広い利用促進を図るための一環。全国銀行協会と連携し、消費生活センターなどの相談機関での掲示を想定したポスターの制作も進めており、5 月のギャンブル依存症問題対策啓発週間までに完成させる。



「貸付自粛制度」については → [こちら](#) (協会ウェブサイト)